

ニセコ町新型コロナウイルス経済対策

「ニセコ町支え合い商品券」の取扱店を募集します!

ニセコ町商工会 (TEL: 44-2214)

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるニセコ町の経済対策の一つとして、下記のとおり町内消費の喚起を目的に全町民 (約 5,100 人) に「ニセコ町支え合い商品券」5,000 円を配布する事業を行います。つきましては、本商品券の取扱店を募集しますので、9月6日 (月) までに下記により申込下さいますようご案内申し上げます。なお、申し込みは期限後も受け付けますが、その場合は店名のチラシ掲載が間に合わないことがありますので、ご了承願います。

| | |
|----------------|--|
| 全町民に配布する商品券の種類 | ① 全ての取扱店で使用できる商品券 500円×6枚=3,000円 ② 飲食・宿泊・体験事業者のみ使用できる商品券 500円×4枚=2,000円 上記①と②の2種類の商品券5,000円分1セットを1冊の綴りとします。 |
| 使用期間 | 令和3年10月1日 (金) ~令和4年1月15日 (土) |
| 使用制限 | 次のいずれかに該当する場合は使用できません。 ① 役場に納める税金、使用料、手数料、保険料、保育料、給食費等 ② 電気代、電話代等の公共サービス ③ バス運賃、JR運賃 ④ 定期購読の新聞代 ⑤ 預貯金等の金融商品 |
| 事業所負担 | 負担金・手数料の負担はありません。 |
| 取扱店 | ニセコ町内の全事業所を対象に募集し、申込みのあった事業所を取扱店として町民に周知します。(事業所とは、モノの生産や販売、サービスの提供が継続的に行われており、事業所得として税務申告を行っている事とします。) |
| 換金方法 | 使用済み商品券を取扱店が商工会に持ち込み、後日、取扱店の指定口座 (原則として北海道信用金庫ニセコ支店) に振り込みます。ただし、信金ニセコ支店に口座を開設できない場合は要相談。(持ち込みから1週間以内に指定口座に振り込みます。) |
| 換金期限 | 令和4年1月31日までに商工会に持参願います。 |
| その他注意事項 | ① 商品券は転売、譲渡、再利用、現金との交換は禁止します。 ② 商品券額面以下の利用であっても釣銭をお渡ししないで下さい。 ③ 使用期限を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。 ④ 換金期限 (令和4年1月31日) を過ぎた商品券は換金できません。 ⑤ 発行者印・発行Noの双方、若しくはいずれかがない商品券は無効とします。 ⑥ 商品券の盗難、紛失、または滅失に対して、発行者はその責を負いません。また、商品券の再発行は行いません。 |

※ 本事業はニセコ町とニセコ町商工会 (☎44-2214) が連携して行う事業です。

ニセコ町支え合い商品券発行事業 取扱店申込書

ニセコ町商工会 行 (申込方法: 直接持参、FAX: 44-1173、E-mail: nsk@rose.plala.or.jp)

事業所名 _____ 担当者名 _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

E-mail _____

振込口座 昨年度の商品券発行事業の取扱店であり、指定した口座が変わらない場合は記載不要です。

■ 金融機関

■ 種別 普通 ・ 当座 ■ 口座番号

■ 口座名義 (カナ)